

湖西市規則第 22 号

湖西市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

湖西市長 田内 浩之

湖西市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

湖西市ひとり親家庭等医療費助成規則（昭和 55 年湖西市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、受給者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

第 10 条第 2 項中「に被保険者証等とともに受給者証を提示し、診療」を「で診療」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。